

議案 1

1 届出内容

(新設 届出年月日：令和6年11月20日、根拠条文：法第5条第1項、条例審議：令和6年10月)

| | | | | |
|----------------|--|---|-------|---|
| 名 称 | (仮称) ドラッグコスモス加古川平岡店 | | | |
| 所 在 地 | 加古川市平岡町一色下池 592-4 ほか | | | |
| 設 置 者 | 株式会社コスモス薬品 | | | |
| 施設の用途 (業態) | 物品販売業を営む店舗 (医薬品、化粧品等) | | | |
| 新設年月日 | 令和7年7月21日 | | | |
| 店 舗 面 積 | 1,382 m ² | | | |
| 延べ面積、建築面積、敷地面積 | 1,772 m ² 、1,795 m ² 、5,154 m ² | | | |
| 用途地域 等 | 準工業地域 | | | |
| 騒音に係る基準 | 環境基準：A類型又はC類型、規制基準：第3種 | | | |
| 駐車収容台数 | 46台 (全体収容台数 70台) ≥ 必要台数 46台 | | | |
| | 夜間駐車場の利用制限 | 無 | 制限後台数 | — |
| 駐輪収容台数 | 20台 | | | |
| 荷さばき施設面積 | 32.0 m ² | | | |
| 廃棄物等保管容量 | 13.5 m ³ | | | |
| 営 業 時 間 帯 | 午前9時から午後9時45分まで | | | |
| 駐車場の利用時間帯 | 午前8時30分から午後10時まで | | | |
| 駐車場の出入口の数 | 出入口1箇所、出口1箇所、入口1箇所 | | | |
| 荷さばき施設の利用時間帯 | 午前6時から午後10時まで | | | |

2 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

| | |
|------|---|
| 県の判断 | 適 |
|------|---|

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 46 台に対し、来客用駐車台数を 46 台（全体収容台数 70 台）確保する。

〔指針式〕

$$1.382 \text{ 千m}^2 \times 1,059 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 70.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \times \text{平均駐車時間係数 } 0.627 \approx 46 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕

$$1.382 \text{ 千m}^2 \times 1,059 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 70.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \approx 74 \text{ 台}$$

○方面別の来退店経路

商圈（店舗を中心に半径 1.0km）を 11 方面に分け、各方面別の世帯数比で 74 台/h を各経路に配分する。

| 方面 | 世帯数 | 配分比 (%) | 来退店ピーク台数 (台/h) |
|----|--------|---------|----------------|
| ① | 128 | 1.2 | 各 1 |
| ② | 262 | 7.4 | 各 2 |
| ③ | 1,435 | 12.9 | 各 10 |
| ④ | 2,731 | 24.6 | 各 18 |
| ⑤ | 634 | 5.7 | 各 4 |
| ⑥ | 819 | 7.4 | 各 5 |
| ⑦ | 564 | 5.1 | 各 4 |
| ⑧ | 1,287 | 11.6 | 各 9 |
| ⑨ | 629 | 5.7 | 各 4 |
| ⑩ | 781 | 7.0 | 各 5 |
| ⑪ | 1,820 | 16.4 | 各 12 |
| 計 | 11,090 | 100.0 | 各 74 |

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点1～4：令和6年6月16日(日)、17日(月)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各74台/hを加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

| 調査地点 | 平日 | | 休日 | | 下線部は 経路上の車線 |
|--|-------|-------|-------|--------|----------------|
| | 現況 | 予測 | 現況 | 予測 | |
| 地点1交差点 (加古川新在家) 平：15時台 休：16時台 | 0.576 | 0.576 | 0.552 | 0.555 | |
| | 0.611 | 0.611 | 0.564 | 0.564 | 北東流入左直 |
| | 0.224 | 0.224 | 0.226 | 0.226 | 北東流入右折 |
| | 0.594 | 0.601 | 0.604 | 0.610 | 南西流入左直右 |
| | 0.533 | 0.533 | 0.563 | 0.563 | 北西流入左直 |
| | 0.205 | 0.206 | 0.271 | 0.273 | 北西流入右折 |
| | 0.466 | 0.469 | 0.512 | 0.515 | 南東流入左直 |
| | 0.338 | 0.338 | 0.223 | 0.223 | 南東流入右折 |
| 地点2交差点 (細池) 平：17時台 休：11時台 | 0.486 | 0.502 | 0.476 | 0.486 | |
| | 0.526 | 0.526 | 0.407 | 0.407 | 北東(側道)流入左直右 |
| | 0.580 | 0.596 | 0.572 | 0.587 | 北東(本線)流入左直右 |
| | 0.517 | 0.544 | 0.488 | 0.516 | 南西流入左直 |
| | 0.182 | 0.219 | 0.198 | 0.236 | 南西流入右折 |
| | 0.559 | 0.559 | 0.583 | 0.583 | 北西流入左直 |
| | 0.213 | 0.250 | 0.171 | 0.206 | 北西流入右折 |
| | 0.545 | 0.588 | 0.548 | 0.592 | 南東流入左直 |
| 0.159 | 0.159 | 0.144 | 0.144 | 南東流入右折 | |
| 地点3交差点 (一色西) 平：17時台 休：12時台 | 0.324 | 0.364 | 0.317 | 0.361 | |
| | 0.335 | 0.359 | 0.358 | 0.382 | 北東流入左直右 |
| | 0.372 | 0.400 | 0.370 | 0.400 | 南西流入左直右 |
| | 0.338 | 0.349 | 0.291 | 0.303 | 北西流入左直右 |
| | 0.328 | 0.435 | 0.332 | 0.440 | 南東流入左直右 |
| 地点4交差点 (壱丁田) 平：17時台 休：12時台 | 0.408 | 0.423 | 0.421 | 0.434 | |
| | 0.356 | 0.369 | 0.461 | 0.473 | 北東流入左直 |
| | 0.304 | 0.323 | 0.251 | 0.268 | 北東流入右折 |
| | 0.557 | 0.561 | 0.531 | 0.535 | 南西流入左直 |
| | 0.091 | 0.091 | 0.075 | 0.076 | 南西流入右折 |
| | 0.400 | 0.430 | 0.534 | 0.565 | 北西流入左直 |
| | 0.351 | 0.351 | 0.434 | 0.434 | 北西流入右折 |
| | 0.198 | 0.198 | 0.262 | 0.262 | 南東流入左直 |
| 0.216 | 0.230 | 0.223 | 0.237 | 南東流入右折 | |

(2) 騒音の発生に係る事項

| | |
|------|---|
| 県の判断 | 適 |
|------|---|

① 騒音の総合的な予測・評価

| 予測地点 | 隣接地 | 主な音源 () は夜間のみ | 昼間 (dB) | | 夜間 (dB) | |
|------|------|------------------------|--------------|---------|--------------|---------|
| | | | 環境基準 | 等価騒音レベル | 環境基準 | 等価騒音レベル |
| C | 1.2m | 住宅 空調室外機 (冷凍室外機) | 60 (C 類型) | 50 | 50 (C 類型) | 41 |
| E | 1.2m | 住宅 車両走行音 (冷凍室外機) | 55 (A 類型) | 44 | 45 (A 類型) | 28 |

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 全ての地点で環境基準を下回っている。
- 基準値を3dB以上下回っていることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

| 予測地点 | 隣接地 | 主な音源 | 規制基準 (dB) | 騒音レベル (dB) |
|------|------|-------------|-----------|------------|
| c | 1.2m | 住宅 冷凍室外機 | 50(第3種) | 40 |
| e | 1.2m | 住宅 冷凍室外機 | 50(第3種) | 25 |

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 全ての地点で規制基準を下回っている。
- 基準値を3dB以上下回っていることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

| | |
|------|---|
| 県の判断 | 適 |
|------|---|

① 廃棄物等の保管の為に施設容量

指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 13.5 m³ > 指針 6.48 m³)

| 廃棄物の種類 | 平均保管日数 | 予測排出量 (m ³) | 合計 (m ³) |
|-------------|--------|-------------------------|----------------------|
| 紙製廃棄物等 | 1日 | 2.87 | 6.48 |
| 金属製廃棄物等 | | 0.10 | |
| ガラス製廃棄物等 | | 0.08 | |
| プラスチック製廃棄物等 | | 2.80 | |
| 生ゴミ等 | | 0.43 | |
| その他可燃性廃棄物等 | | 0.20 | |

② リサイクル品(再利用対象物)保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

| | |
|------|---|
| 県の判断 | 適 |
|------|---|

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ オープン時や多客の予想される繁忙時には、駐車場各出入口に交通誘導員を配置して、歩行者の安全確保に努める。
- ・ 駐車場出入口とは別に歩行者・自転車用の出入口を設置する。
- ・ 駐車場出口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。

② 防犯・防災対策への協力

- ・要請があれば駐車場を避難所として提供する等検討する。
- ・営業時間内には、青少年の溜まり場とならないよう、従業員等によって巡回を行う。また、必要に応じて警察等の関係機関と連携をとり、防犯及び非行防止に努める。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・加古川市「景観まちづくり条例」、兵庫県「屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

3 法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見

| 意見内容 | 設置者の対応 | 県の判断 |
|--|---|-----------------|
| 1 近隣は交通量も多く緊急車両の通行も想定されるため、届出にある対策など確実に実施すること。 | 届出書に記載の交通対策を確実に実施し、緊急車両等の通行の妨げにならないよう配慮します。 | 設置者の対応は妥当と判断する。 |
| 2 三ツ池に排水等放流する場合は、ため池管理者へ協議すること。 | 三ツ池に排水等放流する場合は、ため池管理者と協議します。 | |
| 3 敷地境界での騒音規制基準を遵守し、周辺生活環境に十分配慮すること。 近隣住民から公害に関する苦情があれば迅速かつ誠意をもって対応すること。 | 騒音規制基準を遵守し、周辺生活環境に配慮し、運用します。 近隣住民から公害に関する苦情があれば、速やかに誠意をもって解決に向け対応します。 | |
| 4 廃棄物等の運搬・処理等の計画のとおり適切に処理すること。 | 廃棄物等の運搬・処理等の計画のとおり適切に処理します。 | |
| 5 申請地西側に接する道は平岡南小学校の通学路となっているため、児童・生徒の通学の安全に十分配慮すること。 | 駐車場出口には一旦停止線や左右安全確認の注意喚起看板を設置します。 また、繁忙時には交通誘導員を配置し、学童への安全確保に努めます。 なお、計画地西側の県道は、平岡南小学校の通学路に指定されていますが、計画地の向かい側の歩道です。 | |

4 法第8条第2項の規定により加古川市の区域内に居住する者等から述べられた意見

| 意見内容 | 設置者の対応 | 県の判断 |
|------|--------|------|
| 意見なし | — | — |

5 関係機関からの意見

| 意見内容 | 設置者の対応 | 県の判断 |
|--|---|-----------------|
| 【兵庫県警察本部交通部交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に加古川警察署長と調整されたい。 | 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、出入口付近の視距を妨げない箇所に設置し、事前に加古川警察署と調整済みです。 | 設置者の対応は妥当と判断する。 |

| | | |
|--|---|------------------------|
| <p>2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。</p> <p>4 緑地 見通しを確保するため、出入口付近には高木を設置しないよう配慮されたい。</p> <p>5 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。 荷さばき施設周辺の駐車マスを従業員用に設定するなど、同施設周辺の安全対策を講じられたい。</p> | <p>来退店経路及び駐車場利用の案内については、オープン時のチラシ・HP掲載等によって周知します。</p> <p>開店から当分の間及び繁忙日については、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。 また、開店後の状況に応じて、必要な交通誘導員を適宜配置します。</p> <p>出入口付近には高木を設置しないよう計画しています。</p> <p>営業時間中における荷さばき施設を利用する際には、従業員や交通誘導員等を配置し安全誘導に努めます。 荷さばき施設の周辺の駐車マスは従業員用とする計画です。</p> | |
| <p>【環境整備課】</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めること。</p> <p>2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。</p> <p>3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断されたい。</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。</p> <p>レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。</p> <p>店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談します。 なお、本施設では回収ボックスは設置しない予定です。</p> | <p>設置者の対応は妥当と判断する。</p> |
| <p>【道路保全課】</p> <p>1 令和6年11月5日付け東播（加土）第4021号の4で承認済みの出入口設置工事については、工事施行承認書のとおり施工されたい。</p> <p>2 その他、道路法上の許可等が必要な場合は、加古川土木事務所と事前協議を行った上で許可等を取得されたい。</p> | <p>出入口設置工事については、工事施行承認書のとおり施工します。</p> <p>その他、道路法上の許可等が必要な場合は、加古川土木事務所と事前協議を行った上で許可等の手続を行います。</p> | <p>同上</p> |

| | | |
|---|--|------------------------|
| <p>【上下水道課】</p> <p>1 汚水及び雨水排水処理にあたっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。</p> <p>2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備にあたっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。</p> | <p>汚水及び雨水排水処理については、市と協議済みです。</p> <p>敷地内には調整池を設けませんが、外周等には雨水を浸透させる緑地を設置し、雨水の流出抑制を行います。</p> | <p>設置者の対応は妥当と判断する。</p> |
| <p>【総合治水課】</p> <p>1 総合治水条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> <p>2 同条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> | <p>本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありません。しかし、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p> <p>施設の外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p> | <p>同上</p> |
| <p>【都市政策課】</p> <p>1 都市政策</p> <p>施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めることとなっているので留意されたい。</p> <p>誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。</p> <p>また、チェック&アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p> <p>2 緑化</p> <p>環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m² 以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。</p> <p>また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m² 以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p> <p>なお、緑化後の生育実態等を踏まえ、</p> | <p>高齢者等が安全かつ快適にご利用いただけるよう、施設の整備及び運営に努めます。また配慮の状況を公表するよう努めます。</p> <p>福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度の活用を検討するなど誰もが利用しやすい施設整備に努めます。</p> <p>環境の保全と創造に関する条例の緑化基準に従い計画しております。</p> <p>なお、建築物等緑化計画届出については、手続済みです。</p> | <p>同上</p> |

緑化基準の見直しを行い、令和6年4月1日から施行しているので留意されたい。

3 景観及び屋外広告物

本事業計画には、加古川市景観まちづくり条例、兵庫県屋外広告物条例が適用される。

各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。

加古川市景観まちづくり条例、兵庫県屋外広告物条例を遵守します。

なお、申請等は手続済みです。

6 法第8条第4項の規定による意見（案）

| | |
|---------|--|
| 県の意見の有無 | 有しない。 |
| 留意事項の有無 | <p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。4 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。 |